

(別表4)

CO2濃度モニタリング協力店の登録基準(チェック表)

1. 来店者の感染症予防

(1) 入店・注文・支払い

- 店内入口に消毒設備を設置し、入場時に必ず、従業員が来店者に呼びかけ、手指消毒を実施する。
- 順番待ち等により列が発生する場合は、最低1m(マスク着用のない場合は2m)の来店者同士の対人距離を確保するための誘導・表示などを行う。
- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどで遮蔽するほか、コイントレイを介した受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
なお、現金等の受け渡し後には手指衛生を行う。
- 発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある者は入場しないよう表示する。
- 飲食時以外はマスク着用を周知するとともに、定期的な手洗い・手指消毒を要請する。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- エレベーターがある場合は、エレベーターの重量センサーの調整などによる乗員制限を行う。
- 送迎車がある場合は、乗車人数を制限する。
- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席をアクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽する。

(2) 食事・店内利用

- 滞在時間の制限※や予約制の活用などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
※2時間以内を目安
- 大皿は避け、料理を個々に提供する。もしくは従業員が取り分ける。
- 卓上の共用調味料、ポット等の設置を避けるか、これらを客入れ替え時に消毒する。
- お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有や使い回しは避けるように注意喚起を行う。
- 店内BGMの音量を低減させ、大声での会話を避けるように注意喚起を行う。
- 咳エチケットを徹底するよう注意喚起を行う。
- 個室を使用する場合は、常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。
- トイレ使用後は、手洗いや手指消毒を実施するよう表示する。
- 喫煙スペースがある場合は、一度に利用する人数を減らす、人と人の距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう要請する。

① テーブル間の配置についてはいずれかを満たすこと

- 同一グループ※が使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間は、相互に対人距離が最低1m以上確保できるよう配置する。 ※同一グループは4人までを目安
- 同一グループが使用するテーブルとその他のグループが使用するテーブルの間を、アクリル板(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)、透明ビニールカーテン、パーティション等で遮蔽する。

② 同一テーブルでの配置についてはいずれかを満たすこと

- ※少人数の家族、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が対面での着座を希望する場合は除く。
- 真正面での着座配置をしない。座席の間隔を最低1m以上確保できるよう配置する。
- テーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

③ カウンターテーブルの席の配置についてはいずれかを満たすこと

- カウンターテーブルの席間は最低1m以上の間隔を確保する。
- カウンターテーブル上にパーティション等を設置して遮蔽する。

④ビュッフェスタイルでは、いずれかを満たすこと

- 利用者が一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用するとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時はマスク、使い捨て手袋等の着用及び利用者ごとに新たな箸を使用して取り分けるなど、取り分け用具を共有としないことを徹底する。
- 料理を小皿に盛って提供するか、スタッフが料理を取り分ける。

2. 従業員の感染症予防

- 常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。
- 業務開始前に検温・体調確認を行う。
発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止させる。
- 感染した、もしくは感染疑いのある従業員、濃厚接触者として判断された従業員の就業は禁止する。
- 定期的に、かつ、就業開始時や他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施する。
- 利用者からの注文の受付や料理提供にあたっては、利用者の正面に立たないよう注意し、対人距離を確保する。
- 休憩スペースでは、マスクを着用し、一度に休憩する人数を減らし、対面での食事や会話を避ける。
- 休憩スペースでは常時換気(換気基準は「3. 施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり)を行い、共用する物品は定期的に消毒する。
- 従業員のユニフォームは当該日業務終了後など定期的に洗濯する。

3. 施設・設備の衛生管理の徹底

- 窓の開放による換気を行うため、30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける)するなどして十分な換気を行うとともに、CO2センサーを設置し、1000ppmを目安に窓やドアを開放し、随時適切な換気を行う。
- 窓やドアの開放が難しい場合には、CO2センサーのモニタリングにより、換気設備による換気や入店者数の調整を行う。また、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- モニタリングの結果(データ)を定期的(別途定められた期間・様式により)に京都府の指定する関係機関に送付する。
- 京都府・団体等による巡回調査、優良事例調査、情報提供等に協力する。
- 湿度40%以上を目安として、適度な保湿を行う。
- ビル管理法※の対象施設については、法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たされているか確認し、満たされていない場合は、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

4. チェックリストの作成、優良事例調査への協力や公表

- 各施設・事業者は、施設内のリスク評価をした上で、具体的な方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成する。
- 京都府・団体等が実施する巡回調査等に協力するとともに、施設内での具体的な換気の対策方法や手順、清掃・消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを提供し、京都府が優良事例として公表する場合には、これに協力する。

5. 感染者発生に備えた対処方針

- 施設の従業員・利用者の感染が判明した場合、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じるとともに、必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底する。